

第42号議案

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第11条第1項の表中

| | | |
|--------------------|--|----|
| 母子福祉センターの業務 | | を |
| 高齢者・障害者総合相談センターの業務 | | |
| 母子福祉センターの業務 | | に改 |

める。

第12条第1項の表中

| | | |
|--------------------|---------------|----|
| 高齢者・障害者総合相談センターの業務 | 日曜日及び祝日法による休日 | を削 |
|--------------------|---------------|----|

る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。